

令和5年第3回八雲町議会定例会会議録

令和5年4月17日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 令和5年度八雲町一般会計補正予算（第2号）
日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について
日程第 6 報告第 2 号 専決処分の報告について

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番 | 赤井睦美君 | 2番 | 佐藤智子君 |
| 3番 | 横田喜世志君 | 4番 | 大久保建一君 |
| 5番 | 関口正博君 | 6番 | 宮本雅晴君 |
| 7番 | 倉地清子君 | 8番 | 三澤公雄君 |
| 9番 | 牧野仁君 | 10番 | 安藤辰行君 |
| 11番 | 斎藤實君 | 12番 | 能登谷正人君 |
| 副議長 | 13番 黒島竹満君 | 議長 | 14番 千葉隆君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長 併選挙管理委員会事務局長	竹内友身君	政策推進課長	川口拓也君
会計管理者 兼会計課長	阿部雄一君	財務課長	川崎芳則君
保健福祉課長	戸田淳君	住民生活課長	石黒陽子君
水産課長	田村春夫君	農林課長 併農業委員会事務局長	石坂浩太郎君
建設課長 兼公園緑地推進室長	藤田好彦君	商工観光労政課長	井口貴光君
落部支所長	佐藤尚君	環境水道課長	横田盛二君
教育長	土井寿彦君	サーモン推進室長	田村敏哉君
学校教育課参事	小林卓也君	学校教育課長 兼学校給食センター長	三坂亮司君
体育課長	伊藤勝君	社会教育課長 兼図書館長	佐藤真理子君
監査委員	千田浩文君	兼凶書館長 郷土資料館長 町史編さん室長	
総合病院事務長	竹内伸大君	総合病院庶務課長	長谷川信義君
総合病院医事課長	加藤貴久君	総合病院地域医療連携課長	佐々木裕一君
消防長	堤口信君	八雲消防署長	河井治彦君
八雲消防署庶務課長	中野悟司君	八雲消防署予防課長	小林伸也君
八雲消防署警防救急課長	関晃弘君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長 兼地域振興課長 併熊石教育事務所長	野口義人君	地域振興課参事	小笠原一信君
住民サービス課長	北川正敏君	産業課長	吉田一久君
熊石消防署長	藤村勉君	熊石国保病院事務長	福原光一君

○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	菊地步夢君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

- 議長（千葉 隆君） 本日をもって、第3回臨時会が招集されました。
出席、ご苦労様です。
ただいまの出席議員は13名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
これより令和5年4月17日招集、八雲町議会第3回臨時会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。

◎ 諸般の報告

- 議長（千葉 隆君） 日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。
監査委員から、2月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を、必要に応じ、ご覧いただきたいと存じます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（千葉 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、赤井睦美さんと倉地清子さんを指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

- 議長（千葉 隆君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）
○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

- 議長（千葉 隆君） これより、局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（三澤 聡君） ご報告いたします。
本臨時会に対し、町長から提出された案件は、既に配布しております議案1件、承認1件及び報告2件でございます。
これら議案等説明のため、町長、監査委員及びあらかじめ委任又は囑託を受けた説明員の出席を求めています。
本日の会議に、大久保建一議員、遅刻する旨の届け出がございます。
以上でございます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第3、議案第1号、令和5年度八雲町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第1号、令和5年度八雲町一般会計補正予算第2号について、ご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに641万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を159億5,553万9千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

議案書5ページ中段をお願いいたします。

6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、農地費143万円の追加は、頭首工修繕事業であります。

本事業は昭和41年に整備し、56年が経過している入沢頭首工において、経年劣化による摩耗などから漏水が発生し、河川から農業用水路へ取水できない恐れがあることから、今後、田植えの時期を迎え、営農に支障を来さないよう、緊急的な修繕の必要性があると判断し、予算を追加しようとするものであります。

なお、今後は国や道の支援を得ながら、施設の機能診断調査を実施し、長寿命化対策や更新整備の検討を進めていく計画であります。

13款、諸支出金、1項、諸費、2目、還付金及び返納金498万7千円は、令和3年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業にかかる国の補助金について、この程、清算手続きにより、返還が確定したことに伴う追加であります。

以上、補正する歳出の合計は、641万7千円の追加であります。

続いて、歳入でございます。

同じく議案書5ページ上段をお願いいたします。

20款、1項、1目、繰越金641万7千円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であり、補正する歳入の合計は、歳出と同額であります。

以上で、議案第1号、令和5年度八雲町一般会計補正予算第2号の説明といたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 承認第1号

○議長(千葉 隆君) 日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長(石黒陽子君) 議長、住民生活課長。

○議長(千葉 隆君) 住民生活課長。

○住民生活課長(石黒陽子君) 承認第1号についてご説明いたします。

議案書7ページをお開き願います。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、政令の公布日と同日に専決処分したため、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めようとするものであります。

それでは、専決処分いたしました条例の改正内容についてご説明いたします。

この度の改正の概要は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の法定賦課限度額の引き上げ、及び、法定賦課限度額引き上げに伴う低所得世帯の保険税軽減の拡充に係る改正であります。

議案書9ページをお開き願います。

条例第2条第3項の改正は、賦課限度額の引き上げで、後期高齢者支援金等課税額について20万円から22万円に引き上げるものであります。

条例第23条第1項の改正は、保険税軽減適用後の賦課限度額についても条例第2条第3項の改正と同様に改正しようとするもので、改正金額は記載のとおりであります。

続きまして、条例第23条第1項第2号及び第3号に係る改正は、法定賦課限度額の引き上げに伴い、低所得世帯の保険税軽減拡充についての改正で、第2号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等の数に乗すべき額を28万5千円から29万円に、第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減

判定所得の算定において、被保険者数等の数に乗すべき額を 52 万円から 53 万 5 千円へ引き上げるものであります。

議案書 10 ページ下段となります。

条例第 23 条の 2 の改正は、本条例第 24 条の 2 の改正に伴う規定の整備によるものであります。

議案書 11 ページ中段となります。

条例第 24 条の 2 第 2 項の改正は、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、マイナンバーカードを提示にすることにより、雇用保険受給資格通知を交付することが可能となりました。

このことにより、従来の雇用保険受給資格者証に合わせて、雇用保険受給資格通知を用いることも可能となったことから、文言を追加しようとするものです。

次に、附則の改正であります。第 4 項から、16 ページの第 15 項まで、対応する法令の規定にあわせ、適用条項を改正するものであります。

最後に、この条例の附則であります。施行期日を令和 5 年 4 月 1 日とし、改正後の八雲町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、承認第 1 号、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎ 日程第 5 報告第 1 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 5、報告第 1 号、専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、損害賠償額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 報告第1号、専決処分の報告についてをご説明いたします。

議案書18ページになります。

本件は、除雪作業業務に係り、車両事故による損害賠償が発生したため、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、本臨時会において報告といたしたいものであります。

19ページをお開き願います。

初めに、事故の状況であります。令和5年2月14日、11時50分ごろ、八雲町東町22番地先の北洋銀行さん横の町道T字交差点において、当日の午前の排雪作業を終えた町有除雪車が、車両センターへ戻るため町道上で後退した際に、後方に停車していた相手方車両の前部に接触し、損害を与えたもので、相手方車両の損傷の程度は、車両前方部のバンパー、ボンネット、ヘッドライトなどの損傷であり、交換・修理が必要となったものであります。

以上のことから、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償するものであり、令和5年3月13日、専決処分により決定したものであります。

損害賠償の額は、車両の修理費及び修理期間中の代替え車両経費相当額60万6,579円、損害賠償の相手方は、車両の所有者で、議案書に記載のとおりであります。

今後の事故再発防止策としましては、大型の除雪車両には、通常、補助員が同乗して周囲の安全確認などを補助するものであります。運転手の次の動作がわからなければ、補助員も的確な安全確認ができないため、右折・左折・後退時などの動作変更する際には、運転手が声を出して動作予告することで、補助員と共に安全確認を行い、それから動作・行動するよう指示するとともに、車両運転の基本的な安全確認の徹底について指導しております。

このたびは、このような事故を起こしてしまい、相手方、関係者の皆様にはご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

以上、報告第1号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については、報告済みといたします。

◎ 日程第6 報告第2号

○議長（千葉 隆君） 日程第6、報告第2号、専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、損害賠償額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（藤田好彦君） 議長、建設課長。

○議長（千葉 隆君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） 報告第2号、専決処分の報告についてをご説明いたします。

議案書20ページになります。

本件は、除雪作業業務に係り、車両事故による損害賠償が発生したため、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、本臨時会において報告といたしたいものであります。

21ページをお開き願います。

初めに、事故の状況でございますが、令和5年2月3日、13時20分ごろ、八雲町内浦町139番地先の国道のクロネコヤマトさんより、一本浜側の町道交差点において、排雪作業中の町有除雪ロータリー車が、道路路肩に設置されていた一時停止標識に接触し、損害を与えたもので、損傷の程度は、標識の支柱が破断した状況であり、支柱基礎からの入れ替えが必要となったものであります。

以上のことから、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償するものであり、令和5年3月15日、専決処分により決定したものであります。

損害賠償の額は、標識の修理費相当額26万4千円、損害賠償の相手方は、標識の管理者で、議案書に記載のとおりであります。

本件に関しては、支柱の根元が道路路肩部分に設置されておりますが、上部の露出部分は道路の外側に屈曲しているタイプであったため、積雪・堆雪により根元が隠れた状態となっていたため発生したもので、今後の事故再発防止策としましては、降雪前に現場の障害物、突起物などの洗い出しを行い、また、ベテラン作業員の気づいたものなどを地図上に落とし込み、作業従事者に周知し、情報の共有を図るなどの対策をするよう指示しております。

このたびは、このような事故を起こしてしまい、相手方、関係者の皆様にはご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。

以上、報告第2号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については、報告済みといたします。

◎ 閉会宣告

○議長（千葉 隆君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和5年第3回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

[閉会 午前10時19分]